

議提議案第2号

地方自治法第180条第1項に基づく観音寺市長専決処分事項の一部改正について

地方自治法第180条第1項に基づく観音寺市長専決処分事項の一部改正について別紙のとおり定める。

令和6年3月22日提出

提出者

観音寺市議会議員 大賀正三

賛成者

観音寺市議会議員 石山秀和

観音寺市議会議員 篠原和代

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、関係規定を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

地方自治法第180条第1項に基づく観音寺市長専決処分事項の一部改正について

地方自治法第180条第1項に基づく観音寺市長専決処分事項（平成17年12月8日議決）の一部を次のように改正する。

第6項中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この議決は、令和6年4月1日から実施する。